

カーサ月の輪 ショートステイ 利用料金表

短期入所生活介護（併設型ユニット型）

令和5年5月1日より

	負担段階	負担割合	①介護負担(円)		居住費[円] ②	食費(3食合算)[円] ③	日 額 ①+②+③	参考計算例 (2泊3日利用)
			★利用料金	◆加算合計				
要介護1	第1段階	1割	735	143	820	300	1,998	5,994
	第2段階				820	600	2,298	6,894
	第3段階①				1,310	1,000	3,188	9,564
	第3段階②				1,310	1,300	3,488	10,464
	第4段階				3,000	1,600	5,478	16,434
		2割	1,469	284	3,000	1,600	6,353	19,059
	3割	2,203	426	3,000	1,600	7,229	21,687	
要介護2	第1段階	1割	806	151	820	300	2,077	6,231
	第2段階				820	600	2,377	7,131
	第3段階①				1,310	1,000	3,267	9,801
	第3段階②				1,310	1,300	3,567	10,701
	第4段階				3,000	1,600	5,557	16,671
		2割	1,612	301	3,000	1,600	6,513	19,539
	3割	2,418	451	3,000	1,600	7,469	22,407	
要介護3	第1段階	1割	884	159	820	300	2,163	6,489
	第2段階				820	600	2,463	7,389
	第3段階①				1,310	1,000	3,353	10,059
	第3段階②				1,310	1,300	3,653	10,959
	第4段階				3,000	1,600	5,643	16,929
		2割	1,768	317	3,000	1,600	6,685	20,055
	3割	2,652	475	3,000	1,600	7,727	23,181	
要介護4	第1段階	1割	958	168	820	300	2,246	6,738
	第2段階				820	600	2,546	7,638
	第3段階①				1,310	1,000	3,436	10,308
	第3段階②				1,310	1,300	3,736	11,208
	第4段階				3,000	1,600	5,726	17,178
		2割	1,916	334	3,000	1,600	6,850	20,550
	3割	2,874	502	3,000	1,600	7,976	23,928	
要介護5	第1段階	1割	1,030	175	820	300	2,325	6,975
	第2段階				820	600	2,625	7,875
	第3段階①				1,310	1,000	3,515	10,545
	第3段階②				1,310	1,300	3,815	11,445
	第4段階				3,000	1,600	5,805	17,415
		2割	2,060	349	3,000	1,600	7,009	21,027
	3割	3,089	523	3,000	1,600	8,212	24,636	

※食費の内訳は、朝食400円・昼食650円(おやつ代含む)・夕食550円となっております。(第4段階)

【◆加算合計内訳】

加算種類	単位数	加算料金金額[円](日額)			加算の内容
		1割	2割	3割	
看護体制加算Ⅰ	4/日	5	9	13	常勤の看護師を1名以上配置。
看護体制加算Ⅱ	8/日	9	17	26	看護職員を常勤換算方式で入所者25人に付き1名、更にその端数を増すごとに1名以上配置。かつ病院との連携で24時間の連絡体制を確保している。
夜勤職員配置加算Ⅱ	18/日	19	38	57	定数を超えて夜勤職員を配置。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22/日	24	47	70	介護福祉士の割合が8割以上。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%	介護職員処遇改善のための加算。総単位数に対する割合。			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.7%				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%				

※負担段階の説明は裏面を参照してください。

裏面あり

【上表の加算の他、下表の「加算の内容」に合致した場合、以下の加算が算定されます(日額負担分)

加算種類	単位数	加算料金金額(円)			加算の内容
		1割	2割	3割	
送迎加算	184/片道	195	389	583	通常の事業実施地域のご自宅と施設との間の送迎を行った場合、片道につき加算されます。
療養食加算	8/回	9	17	26	医師より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合、1日3食を限度として1食を1回として加算されます。
緊急短期入所受入加算	90/日	95	190	285	短期入所生活介護を緊急に行った場合に加算されます。
長期利用減算	-30/日	-32	-64	-95	連続して30日を超えて同一短期入所生活介護事業所に入所している場合に減算されます。

【その他の実費料金】 ※その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。

特別な食事	実費	行事食や特別な調理・利用者の希望による高価な食材料費
娯楽・行事費用	実費	利用者の希望による娯楽や行事に参加された場合やレクリエーション・クラブ活動の材料代など
理髪・美容代	実費	業者の定める金額
複写物の交付	10/枚	1枚につき
文書料	300	1通につき(領収書再発行など)
テレビ貸出料	50/日	居室にテレビを貸し出す場合の貸出料金
電気器具持込代	1機種 50/日	利用者持ち込みの電気器具使用料(電気毛布など)
その他の費用	実費	利用者の希望による日常生活上の費用

カーサ月の輪 ショートステイ 利用料金表

介護予防短期入所生活介護（併設型ユニット型）

令和5年5月1日より

	負担段階	負担割合	①介護負担(円)		居住費[円] ②	食費(3食合算)[円] ③	日 額 ①+②+③	参考計算例 (2泊3日利用)
			★利用料金	◆加算合計				
要支援1	第1段階	1割	552	88	820	300	1,760	5,280
	第2段階				820	600	2,060	6,180
	第3段階①				1,310	1,000	2,950	8,850
	第3段階②				1,310	1,300	3,250	9,750
	第4段階	2割	1,104	174	3,000	1,600	5,878	17,634
		3割	1,656	261	3,000	1,600	6,517	19,551
要支援2	第1段階	1割	685	102	820	300	1,907	5,721
	第2段階				820	600	2,207	6,621
	第3段階①				1,310	1,000	3,097	9,291
	第3段階②				1,310	1,300	3,397	10,191
	第4段階	2割	1,370	203	3,000	1,600	6,173	18,519
		3割	2,054	304	3,000	1,600	6,958	20,874

※食費の内訳は、朝食400円・昼食650円(おやつ代含む)・夕食550円となっております。(第4段階)

【◆加算合計内訳】

加算種類	単位数	加算料金金額(円)(日額)			加算の内容
		1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算 I	22/日	24	47	70	介護福祉士の割合が8割以上。
介護職員処遇改善加算(I)	8.3%	介護職員処遇改善のための加算。総単位数に対する割合。			
介護職員等特定処遇改善加算(I)	2.7%				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%				

【上表の加算の他、下表の「加算の内容」に合致した場合、以下の加算が算定されます(日額負担分)】

加算種類	単位数	加算料金金額(円)(日額)			加算の内容
		1割	2割	3割	
送迎加算	184/片道	195	389	583	通常の事業実施地域のご自宅と施設との間の送迎を行った場合、片道につき加算されます。
療養食加算	8/回	9	17	26	医師より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合、1日3食を限度として1食を1回として加算されます。
長期利用減算	-30/日	-32	-64	-95	連続して30日を超えて同一短期入所生活介護事業所に入所している場合に減算されます。

【その他の実費料金】 ※その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。

項目	実費	内容
特別な食事	実費	行事食や特別な調理・利用者の希望による高価な食材料費
娯楽・行事費用	実費	利用者の希望による娯楽や行事に参加された場合やレクリエーション・クラブ活動の材料代など
理髪・美容代	実費	業者の定める金額
複写物の交付	10/枚	1枚につき
文書料	300	1通につき(領収書再発行など)
テレビ貸出料	50/日	居室にテレビを貸し出す場合の貸出料金
電気器具持込代	1機種 50/日	利用者持ち込みの電気器具使用料(電気毛布など)
その他の費用	実費	利用者の希望による日常生活上の費用

●負担段階 ※負担軽減を受けるには、「介護保険負担限度額認定証」が必要になります。(市町村窓口にお問い合わせください)

負担段階	世帯状況	要件
第1段階…	世帯全員が市町村民税非課税	高齢福祉年金を受給している方。生活保護を受けている方。
第2段階…		預貯金額が単身650万円、夫婦1650万円以下、かつ合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方。
第3段階①…		預貯金額が単身550万円、夫婦1550万円以下、かつ合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方。
第3段階②…		預貯金額が単身500万円、夫婦1500万円以下、かつ合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方。
第4段階…	世帯に市町村民税の課税者がいる方、本人が市町村民税課税者の方。	

※合計所得金額とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。

※公的年金等収入額とは、税法上課税対象の収入となる公的年金等(国民年金・厚生年金など)の収入をいいます。

※平成28年8月より、非課税となる年金(障害年金・遺族年金など)も上記収入額に含まれます。